

## 平成 28 年度（一社）全国木材組合連合会事業報告（案）

我が国の経済は、政府の経済対策が着実に効果をあげ、緩やかな回復基調が続いていますが、個人消費の伸び悩みなど必ずしも経済の好循環を急速に生み出すには不確定な要素も多く、地域ごとの回復のばらつきも引き続き見られる状況にあります。

また、米国の TPP からの離脱、英国の EU からの離脱、中東、朝鮮半島を巡る情勢など世界経済にも不確実性や金融資本市場の変動が予想されています。

政府は、平成 28 年 6 月に発表した「日本再興戦略 2016」の中で、我が国の再生可能な森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用創出を図り、林業の成長産業化を実現することを重要な課題とし、特に、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律の見直しを含め、これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討するとしています。

また、見直された「森林・林業基本計画」では平成 37 年の木材総需要量を 79 百万 m<sup>3</sup>、うち国産材の供給、利用量を 40 百万 m<sup>3</sup> としており、その達成のためには、新たな木材需要創出として、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進することとしています。そのため、CLT、木質系耐火部材の開発、普及を施工側と連携する中で進めることが課題とされています。国産材の供給体制については、木質バイオマス発電や輸出の増加など地域の需給構造が変化しつつある中で、路網整備、高性能林業機械の更なる導入などを進めるとともに再生林が可能な収益が得られる森林経営を達成することが喫緊の課題となっています。

一方、違法伐採対策を強化し、合法木材の普及を民間市場まで拡大するために平成 28 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が成立したことを受け、平成 18 年から取り組んできた合法木材供給の経験を最大限に活用し、消費者に信頼される木材供給体制の構築を検討することが必要となっています。

主要な木材需要である平成 28 年の新設住宅着工戸数は、景気が回復基調であることとともに底堅い借家需要などもあり、全体で 967 千戸、うち木造住宅は 546 千戸と前年を上回り、木造住宅については 56%と平成 21 年以降 50%台の実績となりました。

そのような中で、木材総需要量はここ数年 75 百万 m<sup>3</sup> 程度で推移し、原木、製品の価格も横ばいが続いています。

こうした中、平成 28 年度は以下の重点項目を中心に事業活動を進めてきました。

- ア 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取り組み
- ウ 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化

以下、事業報告をいたします。

これらの事業を進めるに当たっては、関係団体、関係機関等の格別なご理解、ご協力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

## 平成 28 年度事業報告

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動等に取り組んだ。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- (1) 平成 26 年 10 月に全国森林組合連合会と共同で行った「ウッドファースト社会の実現に向けての行動宣言」及び 27 年 10 月に日本林業協会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会と共同で行った「日本の森林・林業・山村再生に向けた共同行動宣言」に加えて、28 年 11 月に日本林業協会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会と「持続可能な森林経営の基盤確立に向けた行動宣言」に署名し、木材利用拡大を通じた「ウッドファースト社会」の構築による森林整備促進に向けた具体的な連携を強化し、産業界など林業関係者以外との連携による国民的な運動への展開に取り組んだ。
- (2) 木材利用が地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁、地方自治体などに対して、木材利用を優先する社会実現への取り組みを働き掛けた。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大への普及活動

ア 一般消費者や木材ユーザーを対象として 5 月のみどりの感謝祭「みどりとふれあうフェスティバル」、6 月の東京おもちゃショー、11 月のジャパンホームショー、12 月のエコプロダクツ展、2 月の木と住まいの大博覧会などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力した。

イ 全木連 HP 等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組んだ。

ウ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材 PR ポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへの PR などにより、

効果的な木材利用の普及に努めた。

エ 平成 29 年 2 月には第 8 回「新たな木材利用の事例発表会・シンポジウム」を木材利用の意義と効果の見える化をテーマに開催し、木材利用の必要性・重要性について広く普及に取り組んだ。

## (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、平成 28 年 9 月の「高校生ものづくりコンテスト」、29 年 1 月の「全国中学生創造ものづくり教育フェア」に資材提供・協力を行うなど「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

## 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

### (1) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効活用のため、木質バイオマスの発電利用については、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

### (2) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

京都議定書の第一約束期間において、温暖化ガス削減目標達成のために森林吸収源が重要な役割を果たしてきたことを評価し、平成 27 年中に策定される予定の次期温暖化ガス排出削減目標の中でも木材利用を通じた森林整備の一層の推進が適切に位置づけられ、必要な財源が確保されるよう関係機関等への働きかけを行った。

### (3) 違法伐採対策の推進等

ア 合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及のため、認定事業者の拡大に努めた。平成 29 年 3 月段階での認定団体、認定事業者数は、それぞれ 150、12,100 となった。認定事業者の拡大に加えて、証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会を実施し、供給体制の整備に努めた。

イ また、合法木材利用推進のための事業者セミナーを実施するとともに、中国における合法性証明の実情把握や合法木材供給事業者の証明の実施状況について第三者による調査を実施した。

ウ 昨年 5 月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」は、平成 18 年からグリーン購入法と林野庁ガイドラインによる合法木材の供給の実績や米国、欧州等の違法伐採対策の法制化を受けて、合法伐採木材の利用を公共調達から民需へ拡大、合法性を確認しなければならない木材関連事業者を建築など川下へ拡大、合法伐採木材の確認を行う事業者は登録木材関連事業者となること

ができることとなっており、新たな仕組みについての認定団体、認定事業者等へのセミナー、ワークショップ、研修会等を開催するとともに、認定団体、認定事業者の経験と実績を活用する仕組みとなるよう働きかけを行った。

## II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取り組み

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組んだ。

### 1 木材利用の提案活動

平成 28 年 8 月に森林・林業・木材産業関係施策に関する林野庁幹部と正副会長との意見交換会を開催し、需要拡大対策、木材産業振興等について政策提案・意見交換を行った。

### 2 木造住宅への木材・地域材利用

- (1) 地域型住宅グリーン化、サステナブル建築物等先導、木造住宅施工技術体制整備などの地域材利用の木造住宅づくり対策に対し委員会への参加など積極的な対応を行った。
- (2) 3 階建て校舎の建築基準などに関する建築基準法改正など木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対して情報収集・提供、会議等への参加などの取り組みを行った。
- (3) 平成 27 年度補正予算「地域材利用拡大緊急対策事業」のうち、「地域材利用の木材関係者等への支援対策事業」、平成 28 年度当初予算「新たな木材需要創出総合プロジェクト事業」のうち、「木づかい協力業者による木材利用の促進事業」、平成 28 年度補正予算「地域材利用拡大緊急対策事業」のうち、「地域材利用の木材関係業者等への支援対策事業」への応募を行い、各事業の事務局として、各地域の木材関係団体が建築・設計関係団体等と連携した木材需要拡大対策の取り組みについての支援体制の構築を行った。
- (4) 地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅グリーン化、顔の見える木材での家づくりに関して情報の収集、提供等の活動を行った。
- (5) 「国産材マーク」を通じた国産材の利用拡大を目的に、国産材マーク

の積極的な普及・宣伝等の活動を行った。

### 3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づく市町村方針策定の拡大に各県木連とともに取り組んだ
- (2) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。平成28年7月の木材利用推進中央協議会主催の木材利用推進全国会議を後援し、高層・超高層ビル等への木材利用促進に関しての最新情報の共有を図った。
- (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設への木材利用の促進に関して、関係機関への木材利用の働きかけ、情報提供の場の設定等に取り組んだ。

## III 木材産業の再興に向けた産業構造の確立

### 1 木材産業の経営安定化の取り組み

#### (1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組んだ。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実に図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用のため、関係機関による会議等への積極的な参加を行い、情報収集等に努めた。

#### (2) 雇用対策等

雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ

#### (3) 労働安全対策等

林業・木材製造業労働災害防止協会との連携を図りながら、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、林業退職金制度の重要性にかんがみ、引き続き都道府県木連を通じ加入促進に取り組んだ。

### 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の

確立の促進に取り組んだ。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応した国産丸太への原料転換などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組み、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取り組み

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進した。

イ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

(4) 技術・製品開発への取り組み

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を関係機関等に働きかけた。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を森林総合研究所等の機関に対して働きかけた。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、CLT など部材、工法等の開発などを進める機関との情報交換のため各種会議、セミナー等へ積極的に参加し、情報収集に努めた。

エ 大径木利用を進めるための技術開発等を行うための農林水産技術会議の革新的技術開発・緊急展開事業先導プロジェクトの評議委員長を派遣し、業界のニーズが研究開発に活かされるよう助言した。

## (5) 木材貿易・海外との交流

### ア 国産材の海外への輸出促進

日本木材輸出振興協会等と連携して、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての対策を検討するための委員会への参加等を行った。

### イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、日欧 EPA 交渉において、情報収集に努めるとともに、国内林業・木材産業への影響がないことを基本とした要請を行うなどの取組みを実施した。

(イ) EUとの違法伐採対策に関する意見交換等海外木材関係団体との連携を引続き実施した。

(ウ) JICAの海外研修生を受け入れ、我が国の木材加工・流通、中小企業育成策についての情報提供を行った。

## 3 東日本大震災、熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取り組み

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

## VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS 製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進した。

#### (1) JAS 制度、JAS 木材製品の利用・供給の促進

一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対し、全市連、全買連と共同して JAS 製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、HP、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できる JAS 製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

#### (2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS 制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き実施した。

#### (3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の取り組み

ア 合法性証明木材の証明チェーンの更なる確立のため、合法木材認定事業体の拡大と木材取扱い関係事業体の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進に取り組んだ。

## 2 木材の健康・安全対策

### (1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切な対応につとめた。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第 51 回全国木材産業振興大会を、11 月 10 日に富山県において北陸支部、富山県木連等の協力の下に開催した。全国から 720 名の参加のもと「持続可能な森林経営の基盤確立に向けた行動宣言」や大会決議の採択を行った。

### 2 各種委員会活動

#### (1) 制度・施策の提言等

平成 28 年 8 月総務委員会を開催し、第 51 回全国木材産業振興大会の開催方針を決定するとともに、木材・木材産業振興のための諸活動について議論を行った。

#### (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化のため、木材サミット、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、加工技術協会、木活協、木材利用システム研究会、建築学会、土木学会など他団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

#### (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取り組み

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連 HP の拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化につとめた。

#### (4) 各種委員会の開催

平成 28 年 2 月木材 PR 委員会を開催し、平成 28 年度における木材利用普及事業の取り組み方向、木材 PR ポスターの企画方針について決定した。



**3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加**

都道府県木（協）連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

**4 事務局事務の効率化の取組**

インターネットバンキングを導入するなど、事務の効率化に努めた。